

## 4 社会保障分野の個人番号関係事務について（厚生労働省）

行政機関等の行う個人番号利用事務に関して、他人の個人番号を記載した書面の提出等の事務を行う者（民間企業等）は、「個人番号関係事務実施者」として、その事務の範囲内で個人番号を使うことになる。（独自利用は禁止）

### 【個人番号利用事務とその関係事務実施者の例】

個人番号を利用した事務を行う機関 （個人番号利用事務実施者）	個人番号を利用する行政事務 （利用事務）	関係事務実施者と対象事務
厚生労働大臣 （ハローワーク）	雇用保険法による雇用保険事務 （例）被保険者資格取得届の受理、審査等	適用事業所の事業主 （例）従業員の個人番号を記載した雇用保険被保険者資格取得届を作成し、ハローワークに提出
厚生労働大臣 （日本年金機構）	健康保険法による健康保険の事務 （例）全国健康保険協会所管の健康保険の被保険者資格取得届の受理・審査	適用事業所の事業主 （例）従業員の個人番号を記載した健康保険被保険者資格取得届を作成し、年金機構に提出
	厚生年金保険法による厚生年金保険の事務 （例）被保険者資格取得届の受理・審査、年金支給事務	適用事業所の事業主 （例）従業員の個人番号を記載した厚生年金保険被保険者資格取得届を作成し、年金機構に提出
健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給等の事務 （例）健康保険組合所管の健康保険の被保険者資格取得届の受理・審査事務等	適用事業所の事業主 （例）従業員の個人番号を記載した健康保険被保険者資格取得届を作成し、健康保険組合に提出

注）厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000082038.pdf> より転載。

上記アドレスをクリックしますと該当ホームページへ移動いたします